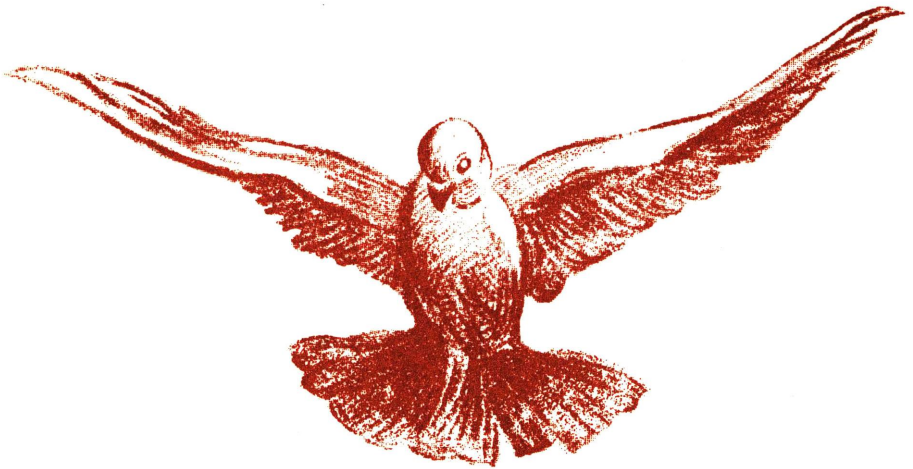


# 幼 兒 の 教 育

第 十 号

第 四 十 六 卷



日 本 幼 稚 園 協 會

第 十 第 育 教 の 兒 幼 卷 六 十 四 第

目 次

保育界にとつて記念すべき昭和二十二年………	倉 橋 惣 三……………( 2 )
保育所と幼稚園………	松 崎 芳 伸……………( 5 )
野外保育における保健に就て………	平 井 信 義……………( 11 )
＝保育の實際＝	
冬の計畫………	上 遠 文 子……………( 15 )
＝保 育 界＝	
全國保育大會………	( 18 )
和と力を求めて………	内 山 憲 尙……………( 19 )
全國保育大會報告………	東京都保育連合會……………( 21 )
關西連合保育會………	京都保育連 盟……………( 25 )
＝講 話＝	
幼兒の生活の場としての幼稚園………	倉 橋 惣 三……………( 27 )
會から………	( 32 )

# 保育界にとつて記念すべき昭和二十二年

倉 橋 惣 三

昭和二十二年は、保育界にとつてまことに記念せられるべき年であつた。

先ず、一月十日の教育刷新委員總會は、その第二特別委員會において前年決議せられていた報告に基き、他の事項（その中には「國民學校初等科は小學校と稱すること」ということもあつた。）と共に、報告第一項として、左のことを決定した。

『幼稚園を學校體系の一部として、それに従つて幼稚園令を改正すること。尙五歳以上の幼児の保育を義務制とすることを希望する。』

かくして、昭和二十二年の保育界は、先ず明けたのである。

一方、文部省學校教育局青少年教育課（今の初等教育課）は、この日以前から、同じ構想を以て、幼稚園を學校教育法の中に置くことの案をもつていた。學校教育法が公布せられるまでには、この時から數えても三ヶ月を要したけれども、貴重な胎兒の胎動は既にさかんものがあつたのである。

三月三十一日、特望の學校教育法が、法律第二十六號として、法律第二十五號の教育基本法と共に公布せられた。即ち新幼稚園が、その第七章として、こゝに目出度く誕生したのである。

こゝで、われらは、當時の青少年教育課長阪元彦太郎君（今日の初等教育課長）を主として、文部事務官中谷千藏君初め同課事務官諸君の熱意と苦心とを記念することを忘れてはならない。

かくして、昭和二十二年の保育界は、花の春を迎える準備が出来たのである。

希望は春風と共に四方に充ちた。しかし、荒野に、そうすぐ、一目千本の花盛りを顯現し得る筈のものではない。折れた枝もあり、枯れたまゝの梢もある。春風に促されながらも、花ちらほらの風情を免れないと見えた。しかし、そのなかに蕾を破つてぼつ／＼と開く花の、なんと力強い色であつたらう。子ども達は、その一輪をも見のがさないで、欣喜群

れ集つた。春風は空にのみ吹くものでない。地を吹き土を温めて、到るところに若草をみどりに萌えさせた。子ども達は花園でなくても、草の園が、はだしの足には、けつく踊りいゝとしたりもした。

思い出すのも苦しいこのあいだ、暗い防空壕の中に、幼児達を身から離さず抱きしめた先生方も、あんな中でこそ必要だつた幼稚園を、無理に閉鎖されて、幼児と離れなければならなかつた先生方も、その草の園に、小さい花の下に、歸つて来た。歸つて来た。うれし涙を笑いつゝみながら、戻つて来た。戻つて来た。そうして、新興の春に新しく加わり参じて来た新しい若い先生方と共に力一ばい新しい歌をうたおうとした。

これが昭和二十二年の四月の新學年のことである。

全国各地に、新保育の講習が續々計畫せられ、又實行せられたことは、筆者の聞き知るかぎりでも數多い。その最も先鞭をつけたのは四月も二十六日からの東京都主催新保育繼續研究講習會であるうか。とにかく、新らしくなろう。新らしくならなければならぬということは、昭和二十二年期初頭からの保育界の大きな渦巻きであつたのである。これに對して、文部省は、新教育講習に關する周到な通告を發した。それが途中、多少の修正を加えられる等の曲折もあつたが、そ

の幼稚園教員再教育の内容を以て、新しい幼児保育者の學ばなければならぬ事項を示した。それに應じて先ず開かれたものに、東京女子高等師範學校主催のものと、愛育會主催のものがあつた。共に、全國に互る熱心家の充實した集合であつた。

幼稚園がこうして動いて來たと、大凡時を同うして、厚生省の兒童福祉法の立案が、着々として進められ、昭和二十二年をして、兒童福祉増進のための一大記念の年たらしめようとした中には、保育所の問題もまた含まれている。その協議會における文部省と厚生省との協議、全國社會事業大會における討論等に、保育施設一元化問題が依然蒸しかえされつゝ、幼児に對する國家的關心は、日と共に加えられたのである。そして、その法案が十一月兩國會を通過した日、從來放置的狀態ともいわれた保育所が、兒童福祉法によつて法規化せられる機運に進んだのである。

保育界のために成熟をつゞけて來た昭和二十二年は、そのみのりの秋に入つて、京都における、十月十七日の關西連合保育會、東京における、十一月二、三、四、五日の全國保育大會によつて、その記念せらるべき所以に、更に二つの光彩を加えた。これら二つの會のことについては、それらの報道を以て見られる通りであるが、いずれも、非常の成功をおさめている。しかも、たゞに盛んであつたというのみではな

く、兩會が、長く我國の保育界二大行事であつたことを記憶するものは、共に久しくも中絶していた後に再開せられたこととの深い意義と効果を深く思うのである。同時に、今回の盛大さが、如何に、久しき期待の集積であり、新機運の盛り上りであるかを、一層深き意味において考へるのである。

尙、もう一つ、昭和二十二年が保育のために最も記念せらるべきものは、文部省の幼稚園保育内容調査委員會と、その委員會の研究を資料とする『保育要領』（假稱）の編さんである。これは既に一月にその端を發し、事が始められてゐる。學校教育法の規定してゐる幼稚園の目的と目標とを、保育の實際に行うてゆく要領であり、指針である。委員會は極めて熱心に回數を重ね『保育要領』の稿は屢々改訂もせられ、今整理の終りの段階にあり、印刷に附せられようとしてゐる。従つて、發行は昭和二十三年、必ずや本年について記念せらるべき多彩の年に譲らなければならないが、その實體は、完全に昭和二十二年のものである。

こゝにわれは、この委員會と保育要領のために、一貫して力を傾ち助を與え、更に、全国各地の保育界に出張して親しく講演を以て保育振興のために盡された、聯合軍總司令部教育部のヘレン・ヘフアーナン女史の名を、長く記念しなければならぬ。

以上は立法や集會や、いわば耳に響き目につくものを擧げ

て、昭和二十二年が記念の年であることを叙した。しかも、最も眞に記念せらるべきものは、もつと目立たないところにあるかも知れない。それは、われは、ひとり、自分が、自分の中に、この年を記念する年たらしめることである。極く小さくて、人にみえなくて、眞に自分のものとしての小さい保育の記念塔を、各自の決意なり、着手なり、努力なりの中に立てることである。そうして、その立派な記念塔の礎を、既にしつかりと自分の中に置いてゐる人々を、わたくしは幸にも澤山知つてゐる。

### ○ヘフアーナン女史を送る

總司令部教育部員として、わが國の小學教育、幼稚園教育特殊教育の革新に、また文部省の「教育心理學」編纂等に、極めて多面的に活潑なる助言と指導とを與えられたヘレン・ヘフアーナン女史は、任滿ちて十二月上旬歸米せられた。女史の勞を感謝し、殊にその人を親愛情別する心を以て、文部省初等課の諸氏及び女史の活動に關係ある諸方面の委員諸氏のフェアウエルパーティーが十一月二十六日千代田區千櫻小學校講堂に開かれた。心を籠めた記念品として眞珠のネックレスを贈り、謝辭、感話と共に女史の挨拶があり、一同別れの歌を贈つて、歸路の平安を祈つた。

# 保育所と幼稚園

厚生省児童局養護課長 松崎芳伸

## 一

保育所と幼稚園との關係について、私は、多くの人の議論を聞いた。現在、第一回國會で審議されている兒童福祉法案は、保育所の問題を實質的に始めて法規の體系においてとりあげているのであるが——社會事業法は、「兒童保護ヲ爲ス事業」の一例として、「託兒所」という名稱をかかげているにすぎない、——この法案要綱を厚生大臣に答申した中央社會事業委員會においても、そのことについて多くの貴重な意見が述べられた。例えば、生江孝之氏は、幼稚園は、幼兒に何時間か教育をほどこして家庭へ歸すという教育中心主義であり、これでは家庭の負擔を軽くすることはできないと主張され、文部省學校教育局長を代表した委員からは、三歳以下の幼兒が一番母親の手をとるのであるが、今の保育所ではこの年齢層は放置され、比較的手のかからない就學前二、三年の兒童が對象となつておる結果、保育所の内容は、幼稚園と何等かわるところがなくなくなつていゝということが主張され

た。そしてこの問題について、私に注入された意見は、大體(一)働く母親を就學前兒童の保育から解放するためには、その兒童をあずかる時間の面から幼稚園方式は不適當であり、保育所方式がとられるべきだということ、(二)就學前兒童の教育という面については、幼稚園が適當だということ(三)就學前兒童の中、教育中心でいく必要のある年齢層と、保健中心でいく必要のある年齢層との二者が區別されるということの三點に要約できるように思われた。

中央社會事業委員會は、この問題について、大體現在國會に政府案として提出されている法案と同様の構想を答申したのであつた。兒童福祉法案は「保育所は、日日保護者の委託を受けて、その乳兒又は幼兒を保育することを目的とする施設とする」(第三十七條)と定義し、「市町村長は、保護者の勞働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に缺けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならぬ。但し、附近に保育所がない等やむを得ない事由のあると

きは、この限りでない」(第二十三條)としてゐる。すなわち、保育所の中における教育の問題については、直接ふれてゐない結果、幼稚園との關係についても何等いうところがない。このことは、裏からいふと、保育所であつて幼稚園、幼稚園であつて保育所という二枚看板制を排斥してゐないといふことだといえる。

## 二

保育所は、はつきりいつて成長發展の過程にあると思う。それは、勞働婦人の解放のための託兒所ということから出發して、その性格を今尙もちつつ、特に都市においては、ますます幼稚園、就學前兒童の教育施設という性格を濃化しつつある。小栗將江氏の「幼児期の習慣」中に「ノーサレ・スクール(保育學校)は、教育施設であつて教育局の管下にある、デイ・ノーサレ(託兒所)は、社會施設で社會局の管下にあります。然し最近米國の實況は、後者が前者のよいくところを探り入れようとしてゐる傾向が見え、セツルメントの託兒所等を見ますと、大學を出た保育學校教育の専門知識を有する婦人が、保姆の役をしてゐるところが多いのであります」といつてゐられるのと同様の傾向が、わが國にもあるのである。

私は、將來において就學前兒童のあり方に義務教育という形式があたえられるであらうと豫想し、またそうなることが世の親たちに望ましいものであると考へてゐる。更に、就學

前兒童を親からあずかる時間の面において「授業終始の時刻は、園長が、これを定める。幼稚園における休業日は、一月一日、國の定める祭日、祝日、日曜日及び夏季、冬季、學年末、農繁期その他において地方長官の定めた日とする」(學校教育法施行規則第四十六條、第四十七條及び第七十七條)というような條文にその片影をあらわしてゐる考へ方から解放され、現在の保育所と同じ考へ方がとられねばならないと期待してゐる。そしてそれが保育所の行きつく光であり、保育所と幼稚園の觀念の統合もここに見出しうるであらうと考へてゐる。

しかし將來のあるべき姿と、現在の法律條文にあらわれる姿とは、異なつて差し支えないし、異ならざるを得ないと私は考へてゐる。法律というものは、現在の社會經濟機構に秩序と進歩をあたえるものである。その進歩は、あくまで大地に根のついた進歩であり、一足跳びのものではない。一足跳びの進歩は、他の意味において破壊と紙一重のものであると思ふ。

第九十二帝國議會の協賛を經、四月一日から施行された學校教育法が、傳へ聞くところによるとその根本構想を練つた教育刷新委員會において、種々論議されたにかかわらず、就學前一年の兒童の教育をも義務としなかつた理由も、私は、ここにあると思ふ。それが具體的にあらわれる現象としては、豫算の問題が大きい影響力をもつたものと想像されるのであるが、豫算という一見無味乾燥な形式こそが、現實の社

會經濟機構と、それを理想の姿に高めようとする立法構想との間に適當な交渉をあたえ、現實の社會に進度の進歩をもたらすものであらう。

何れにしても新しい教育革命的なものをもたらしした學校教育法も、幼稚園の保育を、就學前兒童の義務としなかつた。そのことは、極端にいって、幼稚園保育が就學前兒童教育の唯一の方法ではなく、私が私の子供を幼稚園にあげないで、小學校にいくまで私自身が教育することを排斥するものでないことを意味する。つまり、幼稚園の保育と私の自我流の教育とは併存してよいのである。それは丁度、高等學校、大學の教育と、勞働青年が職場において受ける教育と併存して差し支えないのと同様である。このことは、裏からいうと、私の住居の近所に、私の子供を通わせるべき幼稚園の存在しないからかもしれないことを意味する。私も、私の妻も、そういう施設が私の住居の近所に存在し、私のいたずら好きな子供をあずかつていただけのことを熱望するのであるが、現實の問題として、私の住居の近所には幼稚園は存在せず、私の子供は、私の妻の足手まといとして、小言をいわれつつ毎日を過しているのである。そして私の家庭と同じ、否、それ以上のかなやみをもつた家庭が、この日本には、いかに多いことかを私は知つてゐる。國が幼稚園の他に、託兒所乃至保育所を構想し、それを奨励する所以は、ここにあると思われるのである。そして、それは、標語的に勞働婦人の解放といふ言葉で表現されるのである（兒童福祉法案第二十三條參照）。

### 三

更に私は、勞働婦人がこのような施設に對していただく期待は、先ず第一に、自分の生活の爲の勞働の足手まといとしての兒童を自分の勞働する時間中、あずかつてくれることであり、第二に、そのような施設で、自分にかわつて、自分の子供に適當な教養をあたえてくれることであつて、幼稚園保育の實態は、この第二の期待に對して極めて忠實であるかも知れないが、第一の基本的な期待に對しては、必ずしも忠實であるとはいえないのではなからうかということを考えてみた。私は、小學校義務教育において、その低學年兒童の放課後についても、同様のことがいえると考へてゐる。

私は、兒童福祉法案が、幼兒保育の問題について、保育所という答案を考へ、學童の問題について、兒童厚生施設という答案を考へてゐることを指摘しなければならぬ。保育所は、保護者の勞働その他の事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に缺けるときに利用される施設である。保育というものは、保護育成のことであり、それは、必ずしも學校教育法にいう學校教育と同じであることを要求してゐない。兒童福祉法案の保育所は、あくまで右の勞働婦人の第一の期待に沿おうと努めてゐるのである。しかし、幼稚園という就學前兒童の理想教育がなされることが、保育所的人物的施設において可能であるならば、そうされることは、極めて望ましい。その場合は、第一の期待において保育



所であり、第二の期待において幼稚園である。現實の問題として、兒童福祉法案で保育所としての認可をとつた施設は、學校教育法で幼稚園としての認可をもとり、〇〇保育所と〇〇幼稚園との二枚看板をかけることを少しも妨げるものではない。それは、第二の期待を主として設立された幼稚園が、勞働婦人がその勞働を終えて自宅に歸るまでその兒童をあずかるという實態をもつことによつて、保育所としての認可を受けることを妨げないのと同様である。

#### 四

幼稚園は、義務教育でないことの結果、授業料の徴收は可能であり、又その大部分は、これを徴收することによつて、その經營の資にあてているのである（學校教育法第六條參照）。しかしこのことは、勞働婦人の解放という他の命題を解決する方法としては、適當でないことが多い。

兒童福祉法案は、その第二十三條において「市町村長は、保護者の勞働その他命令で定める事由により、その監護すべき乳兒又は幼兒の保育に缺けるところがあると認めるときは、その乳兒又は幼兒を保育所に入所させて保育しなければならない」としているが、その場合の費用は、「期限を指定して本人又はその扶養義務者から徴收しなければならない」（第五十四條第一項本文）という一應の建前をとつている點において、幼稚園のそれと異なるところがな。しかし、保育所にあつては、「市町村長において、兒童委員の意見を聞

き、本人及びその扶養義務者が、その費用を負擔することができないと認めるときは」彼等から費用を徴收することなく（第五十四條第一項但書）その費用は、市町村がこれを負擔する（第四十九條）のである點に、勞働婦人の解放という面から保育所の幼稚園と異なる特色が注意されなければならぬ。そしてこの點は、沿革的に保育所と幼稚園との性格的差異の如く考えられていたものである。

#### 五

保育所と幼稚園との關聯において、その關係者にとつても敏感到注意されてきたのは、保姆の資格の問題である。特に、學校教育法施行後において、幼稚園保姆が幼稚園教諭という名稱に代り（學校教育法第八十一條）且つ、主としてその學歴的資格において、より高度のものを要求するであろうと豫想されるに至つて、更に一段の注意をひくに至つてゐる。尤も現在においては、幼稚園教員免許狀を有する者は、幼稚園教諭假免許狀を有する者とみなされる（學校教育法施行規則第四百四條參照）點も、あわせて見おとされてはならないのであるが。

そして問題は、保育所保姆も幼稚園保姆と同様の學歴的資格をもつてゐるのであるから、幼稚園保姆と同様に資格の向上が考えられて然るべきだという形式において提出されるのが普通である。

保育所の問題は、最初に述べたように、これを實質的に法

文の上にとりあげたのは、兒童福祉法案が最初である。保育所そのものが、法的基礎をもたなかつたのであるから、保育所保母についても、同様であつたことは、いうまでもないのであるが、このことを今一度注意していただかなければならない。それは、この點の記憶を極めて不明確にして議論が進められる場合に接した経験を、私は、もつからである。保育所保母について法規的根據がなかつた結果、保育所保母となる資格についても、何等の法的要求はなされていなかつたのである。幼稚園保母については、學校教育法ができる以前において、幼稚園令があり、そこには、幼稚園保母となるために一定の資格を要求していたことと、事情は明瞭に異なるのである。法規的には、保育所保母には、どんな人でもなれるが、幼稚園保母には、一定の資格がなければならなかつたのが、従來の形である。このことは、この問題を議論する人に對して先ずはつきり認識してほしいことである。

學校教育法は、従來の幼稚園令における幼稚園保母の名稱を幼稚園教諭と改め、傳えられるところによると、その學歴的資格を極めて高度な點に要求する一方、現在の幼稚園にある人達に、或る期間の講習をほどこして、その高度の學歴的資格を賦與、又はもつてゐるものとみなそうと企圖してゐるようである。

保育所保母について兒童福祉法案は、どう考えてゐるか、それは、その職員に關して必要な事項は、命令でこれを定める(第四十七條)こととしており、更に厚生大臣は、中央兒

童福祉委員會の意見を聞き、保育所の設備及び運営について、最低基準を定めなければならない(第四十三條)としてゐる。第四十七條の命令には、多分保育所におくべき職員の内容、名稱、養成施設の問題がきめられ、第四十三條の厚生大臣の定めの中には、中央兒童福祉委員會の意見を聞いて、いわゆる保母の資格をどうするかが考慮せられることとなる。保育所保母の資格の問題は、ここに始めて日程に上つてくる。中央兒童福祉委員會において、保育所の最低基準を議する委員には、おそらく保育所の専門家が選ばれるであろうから、現在の保育界における大勢から推察して、従來と同様に、保育所保母となるための資格については何もいわない、つまり逆にいえば、保育所保母には、何等の學歴的資格を必要とせず、誰でもそれになれるという様にきめられることは、おそらくあるまいと想像される。保育所の最低基準の中には、保育者保母となる者は、これこれの資格を必要とするという條項がかかけられるであらうと思う。

かういふ條項がかかけられるについてでてくる問題が二つある。この二つの問題を中央兒童福祉委員會がどう扱うかというところが、この節の始めに提示した問題——保育所保母も幼稚園保母と同様の學歴的資格をもつてゐるのであるから、幼稚園保母と同様に資格の向上が考えられて然るべきだといふ問題——に對する回答となる。しかも、中央兒童福祉委員會の委員としてこの問題を議するのは、外かならぬ保育所保母その人の代表者が、當然選ばれることとなるから、自

提示した問題を、自ら解決するということになるのである。自らの問題を自ら解決するのは嫌だ、役人がきめてくれるべきだと主張する時代逆行的な保姆さんは、おそらく一人もあるまいと思う。

問題の第一は、保育所保姆となる資格の程度をどこにおくべきかということである。傳えられるような學校教育法の幼稚園教諭と同一の資格を要すると定めるべきかということ、議論の焦點にならうと思う。この點について、今まで述べてきた私の考え方から、一、二の参考點をひきだすと次のようである。

(一) 幼稚園では教育が先ず考えられながら、それが義務とされない結果、幼稚園は、必要な凡ゆる場所に存在しない。保育所では、託児という社會的に教育よりも始原的なことが先ず考えられるから、必要な場所におけるその普及が、より眞剣に考えられる。この點については、四に述べた市町村の費用負擔の外、兒童福祉法案の次の條項が注意されるべきである。

「都道府縣知事は、地方兒童福祉委員會の意見を聞き、市町村に對し、保育所の設置を命ずることが出来る」(第三十四條第三項)。

「國庫は、都道府縣又は市町村の設置する保育所の設備に要する費用に對して、二分の一乃至三分の一を補助する」(第五十條)。

「都道府縣は、市町村の設置する保育所の設備に要する費用

に對して、三分の一乃至四分の一を補助しなければならぬ」(第五十二條)。

(2) 三に述べたように、保育所は、幼稚園としての實態をもつことによつて、幼稚園と保育所の二枚看板をかかげることが出来る。

問題の第二は、保育所に關する最低基準が、保育所保姆となるについて、一定の資格を要すると規定した場合、現に保育所保姆であつて、その定められた資格をもたない人をどうするかということである。ここに幼稚園と同じように、講習會の開催によつてそういう資格をあたえるか、否かの問題が考えられるべきこととなるのである。

最後に私は、中央兒童福祉委員會の委員として保育所保姆の代表者を選定するという單に事務上の便宜の點からみても、保育所保姆を構成員とした強力な自主的組織が速かに組成されることを希望してやまない。それは保育所保姆のあらゆる意味における向上と、兒童福祉法案における保育所構想の發展をもたらしめるのであるから。

× × × ×

× × × ×

# 野外保育に於ける保健に就て

愛育研究所員（小兒保健部）

平井信義

野外保育の在り方に就いては色々の問題がある。愛育研究所附屬の戸越保育所も本年五月に開設されたが、未だその施設がない爲に戸越公園一隅の藤棚の下で代用し、専ら野外保育を行つてゐる。もとより野外保育が目的ではないが七月に至る三ヶ月、保健に努力した經驗を述べよう。

健康管理の方法としては、健康教育、視診、診療、検便、各種豫防注射、體重測定、體格検査、環境及個人歴の調査その他、母の會に於ける衛生講話、パンフレット等を利用した。

一、缺席に就て、卅八名の幼兒に卅八回の保育であつたから延保育日數は一三九五日で、延缺席日數は一八・六%であつた。この中五五・八%は病氣以外の缺席によるから、病氣に限ると八・二%となり、而も年齢上昇に従ひその率も減少し第I表、無缺席者も十三名（三四・三%）もあり、健康保育としては成績良好であつた。之は野外に於て新鮮な空氣と日光の恩恵に充分浴し得たことが大きな原因だと思ふ。

暴雨による冷えが疾病の誘因になることが豫想されたが、

第I表

3才兒	4才兒	5才兒	平均
11.9	8.5	6.8	8.2

第II表

5月	6月	7月	平均
3.9	11.2	8.7	8.2

果して六月の雨期は病氣缺席が多くなつた。（第I表）

病氣以外の原因としては、嫌厭、家事の他の細雨で保育有無の判断がつかず缺席した日數が十七日あり、孰れも施設と大きな關連があつた。

二、傳染病に就て、八名の麻疹患者を出した。未羅患兒は既に一二名であつたから、2/3の罹患率となる。その八名中六名は殆ど同時の發生であり、同方面よりの通園兒であつたから、國外感染であり、他の二名は潜伏期を経て發生してゐるから國內感染が疑われた。初發時保母から至急連絡があつたので、直ちにパンフレットを作製し、麻疹の概念や豫防法、手當法などを記して家庭に配布し注意を促したので、八兒とも輕症に經過し殊に血清注射をした一名は輕症であつた。斯うした點保母は非常に積極的で眞剣であり、各家庭に

よく連絡し、一人でも犠牲を少く輕症に熄らせ様とした努力の賜であつた。

耳下腺炎、水痘、デフテリー疑似があつたけれど之も保姆が極めて初期に發見隔離した爲、難なく褪消した。之ら保姆の保健に對する積極的關心と併行して、傳染病防遏の效が表れることが痛切に感ぜられた。

又、總員に對しツベルクリン反應を行い、三名の陽性者を發見し、彼等が同一アパートに居住してゐることを知り、直ちに感染源を追求すると、その中の一幼児の父親であつたから、その家族に對し注意を發し、陽性児にはレントゲン検査血沈検査を行い、異常ある二名に安靜を命じその経過を監視した。如何なる形式の保育に於ても斯かる方面に確實な豫防處置をしておかぬと大きな犠牲を生ずることになり、従つて保育に支障を來すから、必ず醫師との連絡が必要であると感ぜられた。

殊に衛生思想の低い地域の保育では、家庭で無思慮に患兒を登園させるので、保育者は寸時も油斷出來ず、本保育所では保姆が神經質な程配慮を重ね、検診には母親を誘ひ、家庭訪問や母の會を通じて理解と連絡を得ることに苦心したのは大いに意義のあることであつた。

傳染病に關して野外保育の缺點は、園兒以外の子供達が園籠或は介在し、又は滑臺その他遊び道具を共にすること、その點にも大いに警戒にとめたが、保姆は園兒を統括することに苦心が要り、個々の活動への注意が粗略になり勝てあ

つた。この學期はその災害に遭わなかつたけれど、將來尙危険を藏してゐる。然し園内に發生した傳染病は幼稚園保育より傳染し難し利點も感ぜられた。

三、健康教育と毎朝の視診に就いて。健康教育としては、次のことが實行できる様に指圖した。(イ)洗顔、齒磨、口嗽が自分で出来る様に。(ロ)含嗽、手洗の習慣、(ハ)爪切(ニ)排泄の正しい躰、(ホ)食事のよい習慣(ヘ)着衣下足の着脱整頓。

視診は主として毎朝登園時に行ひ、次の要點を觀察してその成績をa、b、cで採點記載し、その結果により教育指導を繰返す様にした。(イ)服装の清漫度と着衣方法(えぶるん、はんけち或は手拭、肌着、下着とズボン、靴下、靴)(ロ)身體の清潔度(顔、頭、齒、鼻、目、耳、手、爪、膝と足)

之らには醫師一、保健婦一が毎週一回、他は保姆三名が擔當したのであるが、研究に資する詳細な記録が得られなかつたのは甚だ遺憾であるが、その理由は一つには野外で視診の場處及時が思ふ様に得られず、二つには子供らの集會が散慢で保姆はその統率に忙しく、記載の暇がなかつた爲で、致し方なかつたがこの點施設を有する幼稚園の方がよい。

然し次の結果を綜合することが出來た。

(一)常に身體服装共清潔である者と不潔な者が割然として居り、洗顔を怠る者も度にあつた。爪と耳の清潔は極め

て悪かつた。又下足は殆ど下駄で、遊戯中脱ぐ者が多かつた。

(2) 用便は糞にする者多く、注意は繰返したが便所が遠かつたり、公衆便所が極めて不潔で、止むを得ぬことも屢々であつた。従つて用便後の手洗も實行が容易でなく、保母は二、三時間置に總員を便所に連れてゆき女兒には一々紙を渡し清拭させ、後手洗を實行させ、園児もよく之に従つたが、水道栓も高く、女兒便所が危いため男兒便所とさせるなど不便は大であつた。

(3) 食前の口嗽ぎや手洗も全然設備なく、水源も遠く、バケツで水を運ぶ努力は大きく、バケツによるも却つて不潔で、消毒液も利用する機會が少かつた。食事時、風があると塵芥が立ち、食後の休養場處なき爲、直ちに運動を開始するなど、初期の目的に沿わぬことが多くあつた。

以上により、保健教育は仲々困難であり成果に乏しかつたが、保母の注意が絶えずかうした方に向いていて不便があると工夫改良する努力が絶えずなされたこと、又子供らが楽しんで通園するのは、一つにはこの様な習慣を知る興味があることと感ぜられた。然し殊にこの地區の家庭衛生狀況及び衛生思想は薄弱であるから、之らの教育指導が家庭に迄延長する爲には今後の研究と大いなる努力が重ねられねばならぬ。

四、視診による疲病の發見に就て。(イ) 血色、顔貌、運動、(ロ) 咳嗽、鼻汁、咽頭發赤、ふき出、その他を視診することににより、(ハ) 傳染性疾患の早期發見(前述)(ニ) 外傷などの早期手當、(ホ) 疾病の早期治癒、に非常に役立つ。異常を發見すると保母は直ちに醫師に連絡したので、應急對策も迅速に出來た。

五、體重の月例測定に就て、保育過重の有無や疲勞、覆面の疾病を察知する目的で月二回の測定を企てたが、秤に不便な爲月一回に己むなきに至つた。

(イ) 開園當初と一ヶ月目、(1) 増加 1/3、減少 2/3、性別には著變がない。(2) 減少の原因は新生活に對する心身の負擔、季節的關係、後に檢出された腸管寄生虫が考えられた。

(ロ) 二ヶ月目、(1) 減少と不増が七割、(2) その原因は六月より急増した疾病(麻疹その他) 季節、寄生虫など、以上一學期に於ける體重増加は不良であつたが、不便と多忙の中に保母の熱心な協力があつて、斯かる生體の把握が出來たことは喜ばしい。特に野外保育の影響は認められなかつた。七月上旬驅虫法を講じ、秋と云ふよゝい季節の二學期には體重が増すことであらう。更に保母たちと、保育の負擔、疲勞、その他の要素を檢討しながら健康保育を續けたい。

六、身體測定に就て。身長、胸圍、頭圍その他の身體測定

を行つた。詳細は省くが八割は普通の體格であり、殊に三歳兒に上位の者が多かつた。之ら測定に當り、保母は自ら測定器具の取扱ひを覚え、巧みに子供らを誘導して測定は首尾よく行われ詳しいデータが得られた。

七、疾病豫防に就て。B・C・Gチフテリ及び百日咳の豫防注射、檢便及び驅虫（檢便では總員に蛔虫卵がいた）を行い、毎週一回の檢診は異常者のみを行い投薬して大事を防いだ。公團故、診察中人だかりがして困つたが、出来る限り慎重な診療に努力し効果があつた。

八、その他のこと「既往状態」に關し生下時體重、妊娠中母體の状態、既往榮養、既往傳染病、及疾病、羅病傾向、の調査。「日常生活」に關し、偏食、間食、食慾、寢付、睡眠體位、夜尿、神經質、保育嫌厭兒などの相互關係の調査。「家庭の環境衛生」として住宅の調査を行い家族一人當り〇・五疊の家庭もあり、日光、採光、溫度など前述の結核兒の آپパトが惡條件を備えていることを知つた。その他「父母同胞などの家族歴」も調査した。

之らには特に野外保育の特長がなかつたから別の機會に報告する。が之らの調査に當つて親しく家族と語り、或は様子を探知して眞實を報告得たのは保母に負ふ處大であつた。

要之、健康保育は施設を伴はなければ不可能であるかどうか、試案としてこゝ一學期實際に行つてみた譯であるが、醫

師や保健婦の協力があればこの程度のこととは可能であることが判つた。この中保母自身の力で實行出來た項目は、健康教育、視診、體量測定、體格検査、及各種調査であり、従つて醫師の協力はなくとも指示さえあれば農村の季節保育所でもこの程度の事は可能とみられる。

勿論村或は保健所の保健婦は全面的に協力する努力を惜んではならぬ。

(十八頁より續く)

それをどう引つばつてゆきませうか。

汽車にちなんだのをしてもよろしいですが、汽車にのつて行くと、退屈なのか賣子の賣りに來る繪本をよみます。それをとらえ汽車の中の退屈しのぎとお話に変えたら實に自然に行くでしょう。驛長さんも機關手さんもよつて來るかもしれません。

唱歌は汽車の唱歌、まゝことの歌、自然に歌い出され或ものは汽車にのつてうたつていでしよう。今度はそれを歌うのみでなく、リズム遊びに轉じて、皆が汽車になりリズムに併せて走つたり、歩いたりします。

又一つの短いお話をリズムに併せ動作にさせても面白いでしょう。既習の唱歌もその適した所に入れてやれば又變つた味でもあります。

冬の計畫畫

東京女高師幼稚園 上 遠 文 子

木の葉がひらひらと散つてゆく。又一枚と。一枚と。めつきり寒さを感じ上着を又一枚と重ねる様になつて來ました。

自然の冬への進行と共に私共も幼児の爲の冬の生活の計畫を考えねばならなくなりました。幼児にも私共にもすべて活動をはばまれるような冬の到來はちよつと憂鬱さを味いませぬ。しかし幼児は常に生活力旺盛にして生活を個々に楽しんでいる幼児に對して私共は出來得る限りの好き條件のもとに環境をこしらへ望まじき日々を提供しなければなりません。

東京の冬、北海道の冬、鹿児島冬の冬とそれぞれその土地土地によつて、冬の生活も勿論異なりますゆゑ一應に解決づけるのはむづかしい事ですが、今此處に東京の冬として、冬の幼児生活計畫を立て、一考してみましよう。

○戸外遊び

冬と聞けば、人も虫も冬ごもりするものという觀念がありますが、自然は冬でも夏でも相變らず豊かな日光と新鮮な空

氣を常に提供してくれております。寒さによりその日光は弱いものかもしれませんが、日光は日光、新鮮さは新鮮さで多分にあり、私共の健康を展進させてくれます。それゆゑ最大限の戸外遊びを進めたいものです。幼児は進めなくとも自發的に、寒い戸外へ飛出すでしょう。唯大人のみが部屋を閉切りに閉じこもつてゐるのかもしれない。それ程の幼児を大人の見解をもつて寒いから御部屋で遊びましようと思つて強いる事なく、幼児の中でも大人と同じ様な寒がりやをも進んで戸外へ誘導する事が大切です。外へ出たものの、さて寒さのみで日向を追つかけては猫の様に圓くなるのでは意味のない事で、先づ私共が先立ちになつて體を動かす様誘導するのです。駄つこ、鬼ごつこ、毬投げ等私共は皆を誘導すべく、山山の團體遊びの種類を用意しておくべきと思ひます。かくして活動により寒さは一べんに解消してしまひます。

次に戸外へ誘い出した幼児達へのこちらの計畫を考えてみ



ましよう。

日光のありがたさと、その必要性をしらせましよう。日だまりを利用して、私達の背中をぼかすかさせて呉れるお陽様を取材とした話合いから始めるのも一つの方法でしょう。

観察を誘導致ましよう。霜柱、氷、常盤木、冬の芽等、遊びの中に観察を取入れてあげましよう。氷、霜柱は特によるこんで遊ぶもの、或程度はそれに觸れさせる事によつてその性質も感知する事となるでしょう。

以上冬に比較的實行しにくい戸外遊びを促進すべく計畫を立てましたが、やたらと戸外遊びを主張するのではなく、又細心の注意も要するでしょう。

(イ) 早朝より戸外へ出ぬ事、外の空氣が大分暖められた時間、九時半か十時頃より。

(ロ) 風をつめたい日、特に強い風の時は出ない方がよ

5。

(ハ) その子の健康によつて判断する事。  
(ニ) 厚着をしている爲活動後汗をかいたりした時はそのままにさせず汗をふき取つてあげたり、衣服の調節を注意する事。

戸外遊びといえは勿論晴天の日ですが、雪の日の遊びも考えてみましよう。自然は冬の單調な我々の生活に雪と云うもので心身ともに慰安を與えてくれます。幼児達にも何よりの材料を提供してもらえらるわけです。雪合戦するのだと用意萬

たん整えて幼稚園へ来るものです。私共もこの自然の提供にあらゆる目的を用意して幼児を待ちます。ちよつと我々の心の計畫を考えてみましよう。

(イ) 自然の不思議さ偉大さを知らせたい。(話合いで)

(ロ) 冬に乏しい自然観察の唯一の材料として取材したい。これには雪と共に遊び中に、雪の性質、雪というものをしらせ、それを活用して種々作つてみたりして大いに雪にしなせたいものです。

(ハ) 誰かがちらちら降つて來た雪をうけながら「大雪小雪、雪こんこ……」と歌いながらおどりまわつています。そこででもう一度「雪」の唱歌、遊戯をやつてみましよう。

もう一つ考えるのは雪の日の衛生としつけ、

年少組では出てみたいが寒くてという子もいるでしょう。普段からあまり寒いので外へ出ない事も年少組には多いと思ひます。その時に雪は一つの興味のもの、そこで私共の計畫を働かせ、そろ／＼と誘導してみるのであります。思わぬ雪の興味は面白さに引づられて、寒さも忘れ、すつかり風の子になる事もあると思ひます。

(イ) 思う存分活躍する子は、體中雪だらけ、手袋も、靴下も、びしょびしょにしてしまいます。勿論早速とぬがしてかわかしてやるのです。幼稚園に雪の日となると朝より火を起してぬれたものをかわかすだけの用意を、前につてしておく考えは大切だと思ひます。

(ロ) 雪を掴んだ手は、眞赤になつてふうふういつております。すつかり水をよくふき取り、ぬれていると霜焼やひびになりやすい事を聞かせ、冬はいつも手を綺麗にふき取り、水をつけておかぬ様、注意しておくとは何時の場合も自然と一人でする様になるでしょう。

(ハ) あまり長い時間、雪で遊んでいない様に、風邪を引いている人は御部屋で遊ぶ様にさせましょう。この判断は、雪の日のみでなく常に心掛けるべきですが、一日の初めの朝、おはようございますと共にその健康を視診してその日の保育を進行させる事は何よりも大切で、こんな場合もこの様に感知しておく事により個人への心やりが出来ると思ひます。

(ニ) 遊び、特に團體遊びはそうですが、雪ぶつけごつことなると、調子にのるとお友達の種類等ぶつけたりしてしまひますが、そんな場合、相手に對してもいたわる相互の親切心を特に養いたいものです。そして朗かな試合をしたいものです。

東京ではこの貴重な雪の日を特に取立てゝ工夫するものですが、冬中雪の中の保育には又根本的にその保育計畫が違つて來る事と思ひます。私共のうらやましい様な事もあるでしょう。

## ○室内遊び

戶外遊びを主張したものゝ、やはり室内生活が主となつて

しまふ冬です。幼児の生活力は常に室内よりあふれており、そうかと言つて、それを満足させる程の廣さを室内にもうける事も仲仲不可能ゆゑ、狭い室内でその生活力を充分に發揮させつゝその計畫を進める様、計畫し又誘導するのは、一つに保姆の手腕だと知りつゝ、一番頭をひねる事だと思ひます。勿論私としても生活力を満足させるだけの自然の環境を作る計畫を生み出すに苦心しておりますが、一案として冬の室内生活計畫を考えてみましょう。

幼児の遊びは生活の全部なりとは、言うまでもない事ゆゑ、私共の計畫もその遊びの中に折込んでゆかなければなりません。幼児はどんな自由遊びをしているでしょう。男の子達は部屋の一角に大積木、椅子を長く利用して汽車ごつこをしています。女の子は又室の一角で椅子を集めたりしておまゝごとをしています。時々女の子はお人形さんを抱いて出かけるでしょう、汽車の人になつてゐるのです。

これを見て大體私共の計畫も決つたわけです。汽車ごつこお人形あそびを取材にした誘導保育をやつてみましょう。

## (一) 汽車ごつこ

その爲に必要な道具を子供達と共に考え、切符、信號旗、方向板、は是非必要ですが、その他驛賣り子のお辨當、お菓子、果物類も新聞粘土で工夫し、もつと發展させ、驛長さん機關手さんの帽子、驛のつくり、シグナル、踏切も面白いでしょう、仲仲材料も大變ですが廢物を利用して出来るだけ満

足させましよう。附屬品は出來たもの、汽車をもつと汽車らしくする爲積木に、紙の車、煙突、一等二等の赤青のラインをつけたりしてこれで部屋中汽車ごつこの色彩は整います。こうしてみれば汽車ごつこから、種々お仕事が生れました。お晝かきも、ヌリエも切紙もすべて満足されます、次に女の子のおまゝごとをみましよう。これは出来るだけ男の子の汽車ごつこに併用して行いたいもので、

## (二) 着せ替えのお人形

おまゝごとの器、御馳走を(新聞粘土)で作り、材料がゆるすならおまゝごと用の椅子、机を木で作つたり、部屋の一角とみせる道具立も作りたいものです。(木を用いるのは多く先生の仕事ですが)もつと發展させるなら、着せ替人形に必要な洋服やさんごつこ、又はお菓子やさん、八百やさん何でも子供と相談の上そこに又新しい計畫が生れて來ます。ちよつと目をつぶつて想像して下さい。汽車、驛、おまゝごとのお家、お店やさん。一つの小さい簡單な社會が出來たではありませんか。子供達はその社會に入り込んで面白く遊びます。これが一つの御部屋で不可能な場合は隣の御部屋と合併したりすると、もつと大きな社會も出来るでしょう。

(十四頁へ)

## ○全國保育大會

東京都保育連合會及東京都共同主催の全國保育大會は豫ての計畫の通り、文部省、厚生省後援、保育各國體贊助の下に開かれた。十一月二、三兩日は東京女子高等師範學校において、總會と部會協議會。四、五兩日、東京第一師範學校女子部において、保育講習會が展開され、僅に一二の縣を除く外は全國各地から參加、總人員約七百という大盛會であつた。第一日午前九時、内山理事長の經過報告、大會々長東京都副知事の挨拶、文部大臣、厚生大臣の祝辭について議事に入り、倉橋氏を議長に小川、川口兩氏を副議長に、大講堂において活潑なる議事が行われた。部會は分られた各議案に對し全員のすれかの部に出席するという方式をとり、各室に分れて、それ々、部會長の下に熱心に討議を重ねた。その中でも大なる收獲は、全國保育連合會の結成せられたことである。全國各地の連絡員が指名せられ、それらの人々が各地方において準備を進め、その集成を以て、内容の充實せる組織を確立するという、慎重な方法がとられたことは、この多年の懸案たる全國の保育連合を最も健全堅固に發足發展せしめるものとして期待せられる。

それにして、此の交通その他の不便多い時に、かくも多數の人々が、遠隔の各地方から集り會せられたことは、主催當事者の努力と共に、全日本に如何に、保育新興の意氣が旺盛であるかを、如實に示したものである。

# ○和と力を求めて

—— 全國保育大會の感激 ——

## 内山憲尙

青い空にゆつたりと白堊の殿堂がそびえている——東京女子高等師範學校の講堂から、はれやかな拍手の首が響いて來る。

第一回の全國保育大會の幕が切つて落された。全國から集る者七百八名。戦争直前に全國保育大會が開かれて以來、十年近く全國の同志が一堂に會して、共に日本の保育のために氣を吐く機會がなかつた。

静かな會場は、秋のすみきつた空氣にみちている。熱のこもつた説明

力のある討議

活潑なる意見

嵐の如き拍手

時々起る笑聲

何と云う涙ぐましい光景であらうか、何と云う感激にみちたよろこびであらうか。

總會議案として兵庫縣保育會から「全國保育連合會」の結成が提案された。委員附托となり「全國保育連合會規約案」が二日目の總會で可決された。出席者中から四十數名の各府縣の結成準備のための連絡委員が擧げられた、それぞれ各府縣へ歸つて、保育者と相談の上、十二月中に評議員（十施設につき一人）理事（三十施設につき一名）を合理的方法で選出して來年早々に理事會を開催すること、來年中に結成、創立大會を舉行することになつた。

全國保育連合の團體の結成については從來數回その議が可決されている、近くは仙臺で開かれた、全國保育大會にも可決され、その結成方法まで具體化し乍らその實現を見ることが出来なかつたのである。

團結は力なり

和は美なり

今やすべての争鬭と對立は捨てられて、協同、團結に向つて全力を擧げている時——保育者のみが、小さな牙城に立て籠つてゐることは許されな、一日も早く、全國保育連合會が生れることを念願する次第である。

全國保育大會が毎年一回各地で開かれることになつた。第二回は關西側に開催希望があり第三回は九州地區から、是非開きたいとの申出があると云う、ありさまだ、何と云ううれしいことであらうか。

大會はお祭さわざにすぎないと考える人があるかも知れな

い、しかし全國の同志が一壺に集つて、愛する保育道のためにお互の抱負や意見をのべ研究し合うことが年に一度位あつても決して無駄なことではない。保育大會によつて、お互の親密さを増し、ことに交通不便でめつたに逢ふことの出来ないう舊知となつかしい話し合いをすることや、新しい保育の行き方について深く研究し合うことや、保育道のために氣勢をあげることに出来る外に「保育」と云うものを社會的に認識させ、保育の重要性と保育者の力を外部に理解させる上にも必要なことである。

第三日四日は第一師範講堂で講習會が開かれた、最後の日主催者側として私の挨拶の後第二回全國保育大會開催希望地區代表者の「第一回保育大會」の萬歳が三唱された。私にとつては敗戦後始めての萬歳である、ことにうれしさと、感激に満ちた力強い萬歳である。平和と文化建設の萬歳である——思はず目頭が熱くなるのを覺えた。

全國保育連合會の健やかな誕生を祈る

第二回全國保育大會に幸あれ

× × × × ×

第一日		第二日		第三日	
部 門	議 程	部 門	議 程	部 門	議 程
總 部	開會の辭	總 部	各部會報告 建議案	3 幼 兒	學 校 教 育 法 につ いて
1	司 會 者	2 1	各 部 會 報 告 建 議 案	2 1	兒 童 福 祉 法 につ いて
	參 加 代 表 者		參 會 者 謝 辭	1	ラ ジ オ と 教 育
		2	閉 會 會 の 辭		幼 兒 の 養 護 と 病 氣 育
					新 第 四 日
		3	獨 樂 會 (三時—四時)		製 作 に つ いて
		4	コ ー ナ ー 奏 唱		言 葉 の 保 育
					幼 兒 の 音 樂 と リ ス ム

(會場 女子高等師範學校)

(會場 女子高等師範學校)

# 全國保育大會報告

— 昭和二十二年十一月二日 — 四日 —

## 東京都保育連合會

### ◎大 會 宣 言

日本再建の重要な鍵が、幼児教育にある事を深く信ずる私達保育者は全國保育大會に當つて左の事項の達成を誓います。

一、私達の全保育を通じて平和國家、文化國家の建設省として完全な人格を具える國民の芽生を育成する事に努めます。

一、常に幼児の環境を調整して、保育の改善と向上に盡すと共に保育事業の發展振興に勵みます。

右宣言致します

昭和二十二年十一月二日

全國保育大會

### 總 會 議 案

一、全國保育連合會結成の件(兵庫保育會提案)

1、結成について總員賛成。委員會附託

2、委員會に於て「全國保育連合會規約」案を作成、總會に提出、二三修正ありて可決。

3、役員選出については出席者中各府縣よりそれぞれ連絡委員四十五名を選出。

4、連絡委員は府縣に歸つた後府縣保育團體と協議の上施設數十に對して評議員一名、理事は施設數十に對して一名但し施設數五十以下の縣は二名を、昭和二十二年十一月中に、全國保育連合會事務所へ通知すること。

5 役員決定迄の事務は便宜上東京都の連絡委員が代務すること、猶事務所は當分東京都保育連合會と同所に置く(東京都港區芝公園二號地)

二、全國保育大會を隔年に地方持ち廻りにて開催するの件

(大會準備委員會提案)

1 第一議題と一轉、委員會附託

2 總會により隔年を毎年に修正

3 昭和二十二年度は關西にて引受けの用意ある旨發表さ

る。

## 第一部會議案 (經營組織に關する部會)

二、私立保育事業の振興に關する件

三、現下の經濟事業に於ては各幼稚園殊に私立幼稚園の經營難に陥りつゝありと信じます。就ては該狀況を承りその善處方に就て御協議を願いたし、右二案を一括審議す、

1 幼兒の家庭の協力によつてなし得る點

イ、入園料、保育料を引上げる事

ロ、母の會の活潑なる活動を起させ、バザー、寄附金募集等に協力せしむる事

ハ、一般社會より維持會員を募集する事

2 以上の如き負擔に堪えない家庭の幼兒を保育を分擔してゐるものにつて

イ、一般社會の注意を喚起し認識を深め、又社會問題として輿論に訴へよりよき法的解決を見出す事

ロ、社會事業經營の保育園は共同募金に参加し得る事

3 罹災幼稚園、保育園については委員があげられ都教育局にて調査の結果

イ、坪數に制限なく許可される

ロ、手續については教初發第四一一號参照

ハ、區町の教育係に相談されたし

四、保育園(幼稚園)の經營に對しては小學校に準じた取扱

いをする事(長野南信地區連盟提案)

1、各地に於て縣當局、地方事務所等に運動すること

2、小學校と同様幼兒に對しても晝飯の給食をさるゝ様各府縣當局に請願すること

## 第二部會議案 (理論に關する部分)

十七、放送番組中に保育者の時間設置に關する件(日本佛教保育協會東京支部提案)

1、保育者のための放送を一週一回定時に編成願うことを決議し日本放送協會及文部省に請願すること

十八、幼兒の宗教情操涵養につて(基督教幼稚園連盟關東部會提案)

1、幼兒の宗教的情操の必要性を確認しそのためには先ず保育者自身の人格の完成が必要である

2、保育者が宗教に對する知識を持つこと

六、新保育の目的に對し保育に於ける具體的方策(東京都私立幼稚園協會提案)

1、教育基本法の精神を體得すること

2、學校教育法に於ける幼稚園の目的を知悉すること

3、學校教育法に於ける幼稚園の目標を保育の上に充分徹底すること

4、「新保育要領」の至急に發行を文部省に陳情すること  
を決議

### 第三部會議案 (實際に關する部會)

五、全國保育祭を毎年開催する件(山口萩市保育會提案)

1、日時 毎年度十一月一日より一週間も全國保育祭とする  
ること

2、主催 全國保育連合會及各府縣保育團體

3、内容 保育を一般理解せしむる行事及祭日としての行事  
專

七、幼兒文化材に關する件(東京都厚生事業協會保育會提案)

廿一、資材購入について學校と同様の取扱いを希望する件

(大津幼稚園提案)

右二議案一括上程

1、資材配給方を商工省と文部省に陳情することを決議

八、戦後の幼兒體位低下に對し保育上留意すべき件(東京都私立幼稚園協會提案)

1、健康診斷、戶外保育の勵行、衛生思想の涵養

2、給食の實施

3、物資配給方を當局に陳情することを決議

### 第四部會議案 (制度職員に關する部會)

一、教育を研究する大學に保育研究の課程を設ける件(東京都國立幼稚園會提案)

都國立幼稚園會提案)

三、教育に關する新大學に保育研究科を設ける件(宮城縣師範學校附屬幼稚園提案)

右二議案一括上程

1 新制大學に保育課程を設ける件を文部省に建議すること

九、私立保育事業教職員の待遇改善に關する件(東京都私立幼稚園協會提案)

二十四、保育従事者に衣料品靴等生活必需品配給に關する件

(宮城保育會提案)

右二議案一括上程

1、關係當局にそれぞれ陳情書を提出すること

十一、兒童福祉法施行後に於ける保育園保母の資格待遇に關する件(東京都保育研究會提案)

厚生省に對して左の建議をなすこと

1、保育所保母の資格は六、三、三の上二ヶ年程度の保育

の専門的教育を了えたる者たること

2、現職にある保育所保母についてはその最終學歷と經驗

を考慮して再教育の過程を定め之を國家で行い無試験で

資格を與えること

十二、幼兒教育の義務制について(東京都保育會提案)

1、就學前一年を義務制にされたいと文部省に建議すること

十三、幼稚園保育所統合に關する件(岩手縣師範附屬幼稚園提案)

十四、保育事業の一元化に關する件(東京都保育研究會提案)

右二案を一括上程



1、委員會附托

2、總會に於て特別委員を設けて繼續的に研究、交渉、通勤等を行うこと

十五、保育従事者養成擴充に關する件（東京都保育連合會提案）

十九、保姆養成機關の擴充と幼稚園の改名を願いたし（茨城縣保育會提案）

右二案一括上程

1、幼稚園改名は否決

2、養成擴充に關しては公私の機關（文化團體報道機關等を含む）を通じて一大運動を起すと共に三ヶ年制の保育高等學校の設置及び檢定制度につき文部省と建議すること

二十、今後の幼稚園經營が法人組織となるにつき幼稚園として採るべき方法如何（大津幼稚園提案）

1、學校經營とあるを幼稚園經營と字句の訂正あり地域的な事情差により當該府縣監督課に談合のこと

二十二、職員組合結成に關する件（宮城縣保育會提案）

1、各人意見交換各府縣の職員組合の實情等談合の上府縣事情を含めて善處すること

二十五、勞働基準法により保姆の待遇に關する制度を確立されたし（東京都保育研究會提案）

1、勞働省に請願すること

參 考 記 録

地區連合會の希望的配給

地區連合會を結成される場合は重復や脱落を防ぐため連絡委員會に於て左の如き申し合せをなす

北海道地區——北海道一圓

東北地區——青森、岩手、宮城、福島、山形、秋田

關東地區——東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬

群馬

東海地區——靜岡、愛知、岐阜、長野、山梨

北陸地區——新潟、富山、石川、福井

關西地區——滋賀、京都、大阪、兵庫、三重、奈良、和歌山

和歌山

中國地區——岡山、廣島、山口、島根、鳥取

四國地區——香川、徳島、愛媛、高知

九州地區——福岡、大分、宮崎、鹿児島、熊本、佐賀、長崎

長崎

「但し」

名稱を附される場合は「地區」の文字は附せず單に「〇〇保育連合會」にてよろしきこと

大會參加者一覽表

470 25 25 25 18 16 11 9 8 8 7 7 6 6 4 4 3 3 3 3 3 2

京川葉馬玉城庫潟山岡城島野良阪分島森島岡知形手都賀口  
奈  
東神千群埼茨兵新岡靜宮福長奈大徳青廣福愛山岩京滋山

252221111

703

梨川山知本取賀木井

山石富高熊鳥佐栃福

合計

## ○關西連合保育會

### 京都保育連盟

戰時中、夙しくとだえていた關西連合保育會は十月十七日午前十時より京都市生祥小學校で盛大に開かれた。交通難にも拘らず前夜到着された名古屋の方二四名を始め、大阪より二八六名、兵庫より一八五名、京都より二五五名、傍聴者一〇〇名と豫想外に多數の出席を得て開會前に既に會場は熱心な會員で埋まつてしまつた。思ひがけない戰災を被りお互に安否をきづかわれたあちこちの先生のお元氣をうな顔を見せに頂き喜ばしいと共に本會のなつかしい氣分がみなぎつて来る。

會は京都柳澤會長の挨拶に始まり、第一軍團教育部よりの御祝辭を頂き本會の計畫、準備一切が婦人の手によつてなされたことを喜んでいただく。續いて知事、市長の力強い御祝

辭。二十五年勤続功勞者表彰の式に移る。次いで議事に入る柳澤會長、議長に推せんされ協議題「幼稚園に於ける社會性の基礎陶冶についての方策」のもとに各保育會代表の意見發表があつた。晝食後午後の部に移る。獨唱、影繪の美しさに疲れも元へ戻り新氣持で研究發表を聞くことが出来た。日に日に敗戰感を強く味わい、何を計畫しても困難なずさんだ中にも變らぬあの純真な幼兒のおかげで夫々力強く新教育の第一歩をふみ出してられる様子を伺い意義あるひときを過した。最後に來年度の開催地大阪より岡田視學の御叮嚀を御挨拶があつて後、希望者を金閣寺、放送局へ御案内致し午後三時夫々明日の幼稚園を胸に畫き乍ら解散した。

### 關西連合保育會要項

日時 昭和廿二年十月十七日午前十時開會  
會場 於 京都市立生祥小學校

- 一、着席
- 一、開會の辭
- 一、挨拶
- 一、祝辭
- 一、表彰

謝表 彰  
謝辭 彰

一、報告

經過報告

建議に關する報告

一、議事

協議會

一、幼稚園に於ける社會性の基礎陶冶について  
の方策（大阪保育會提出）

休息

畫食

獨唱 京都市立第一錦林小學校教諭  
下村萬里嬢

影繪 兒童藝術研究所

一、研究發表

1、幼稚體操、その他 京都保育連盟

2、幼稚園新目標 大阪保育會

一、健康安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身體諸機能の調和的發達を圖ること

3、幼稚の自然觀察 兵庫保育會

4、我が園に於ける給食狀況に就いて

名古屋市保育會

研究發表に對する質疑應答

一、閉會（午後二時半）

解散後見學（係員案内）

表彰者

大阪保育會

（大阪府吹田幼稚園） 中野卷子。（私立常盤會幼稚園） 佐藤富子。（堺市立旭幼稚園長） 岡本シカ。（元大阪市立菅南幼稚園長） 岡田しげの。（私立陸美幼稚園長） 杉本マツ。（大阪第一師範幼稚園） 清水桔梗。（大阪市立五條幼稚園） 岡野富美子。（元大阪市立御津幼稚園長） 富はま子。

兵庫保育會

（別府幼稚園園長） 迫田マツ。（神戸市立垂水幼稚園長） 渡邊春野。（神戸市立西郷幼稚園長） 和田よね。（光の園保育園） 小

山初枝。（芦屋市立精道幼稚園） 森たよ。（赤穂幼稚園） 鳥關

シン。

京都保育連盟

（私立相愛幼稚園長） 平澤恭子。（私立平安幼稚園） 藤本睦子。

（私立常葉幼稚園） 藤波和。（京都市立城巽幼稚園） 佐々木貞

（元舞鶴幼稚園） 山崎ひさ。（元京都市立生禰幼稚園） 江川す

め子。

— 26 —

幼児の生活の場としての幼稚園

——保育形態の課題として——

倉 橋 惣 三

幼稚園を考えたおすには、方法も大切であるが、その前に幼稚園という世界の生活形態を考えたおかさなければならぬ。

(一) 作られすぎた場

従來の學校はこしらえた方法の場になりすぎているともいえる。一體こんなに、きちんと方法向きにこしらえた場で本當に教育とすることができるといふだろうか。目的及び方法に都合のよい形は、その目的と方法にはいふだろうが生活としては無理を含んでゐる。無理とは子供が其處で自然の生活をしていない事である。無理な場で與えられた教育は、その場がなくなると崩れて仕舞わないとも限らない。茶室に坐つてちやんとしているが、茶室から出ると大あくびが出るというのも、それである。本當の教育の効果は、もとへかえるとか

くずれるとか、はげるとかいう事のないものでなければならぬ。そこでこまかい方法を考える前に、場を先きに考える必要があるのである。即ち子どもには、どんな生活形態が自然であるかを考え、先ずそういう場を與えて、その中で效力を持つように方法を考えるのが順序である。但しその子供達が年齢が進んでいけば、多少の無理も必ずしも無理でないかもしれない。例えば小さいベンチに腰かけて何十分、何十分とじつとしているのはかなり無理な事だが、今は勉強の時間だ、こゝは學校という特別のところだ、家にいるのとは違う特別な時間であると、理解し覺悟し斷念することが出来るものには、無理が無理で通せるでもあろう。しかし幼稚園の幼児といつた年齢の子に、そういう理解・覺悟・斷念は出来ないう。無理は押しつけでもしなければ通らないのである。つまりほんとうにはならないのである。第一あんなに生き生きしている幼児が、自然にそわぬ生活形態に置かれるのはさぞ苦

しかろう。その幼児を教育する幼稚園が、果して幼児達に幼児の生活の場を、先づ十分與えているかという事は、考えてみなければならぬ事である。適確にいえば、若し、そこから考えずに、幼稚園の形を従来どおりにしておいて、方法のみ新らしくしても、根本は舊態依然たることになつてしまふであらう。

そこで場の自然さとは、自然の生活のできる事である。まず幼児らを自然の生活に置いてみて、その上での方法である。つまり、「こゝは幼稚園だから……」という、あれを出るだけ避けたいということになる。従つて幼児は、教育されていくという感じのみじんも起らない自然な生活をする事が出来るのである。或る先生は子供が來て飛び歩いたりすると「ここをどこだと思つていますか」という。まさか、そうまで開き直つたことはいわないとしても、「幼いとはいゝながら少しはわきまをなさい。幼稚園に來たら幼稚園らしくやつてくれ、やつてくれなくてはこちらが困る。」という譯である。これは幼稚園は、もと／＼自然の生活の場でないということに出發しているものといつていゝ。幼稚園が、そういうことで、幼児の生活を型へ入れておくのなら、保育はやさしい。鳥よ飛ぶな、魚よ泳ぐな、といつて教育するやうなものだ。われ／＼は長い間、そういうことになれていくが、それでいゝのだらうか。われ／＼は幼稚園という世界を、こういうものと型をつけて、そこへ子どもらをはめ込むくせがついているから、そうならない子は、はみ出しの子と思ふことに

さえなる。

## (一) 生活と経験

さて、その生活の本當にいき／＼して出來るといふのは、分解すればどういふ事になるか。その自然生活とはどうした本質をもつものかについて考へなければならぬ。眞實な生活とは「活動」の出來る生活でなければならぬ。その「活動」とは、たゞ動きまわる事ではない。物理的運動でないことはいうまでもない。人間の活動は、自發性を持つていなければ眞の生活活動ではない。まりがころがつてゐるのは運動だが、人間の例えて「ゴムまりのように」といつても、自發がはいつてゐるのでなければならぬ、又その活動はどんな活動でも或る長さを持つ。長さというより過程を持つ。これは活動の通つていく道を時間的に云つたのだが、本當の生活をしてゐる場合、その過程は「経験」でなければならぬ。こういう風に考へてくると、生活とは活動と経験とが十分に許されている時にのみいえることである。おとなは講話をきいて考へているのだから一つの経験であるが、子供では違ふ、子供がたゞじいつときいてゐる丈では、活動も経験も充分に行われてゐるといえない。子供は話をきいて目を輝かし身をのり出してゐる。その時は活動と経験が行われてゐるのである。ましてや、手を以てし、足を以てする實體のその活動に於て、経験が充實される。英語でいへば、アクティヴィティ

イとエクスペリエンスである。私が今朝から活動したというのは、今朝からどれ丈のアクティヴィティとエクスペリエンスをしたかである。たゞ機械的の事をしていたら本當の生活をしたとはいえない。私が半日寝ていたとすれば、生理的には生活していたが、人間経験をしていたとはいえない。すなわち、十分に生活させる場とは、そこで十分に活動と経験をさせ得る場でなければならぬ。極端な例でいえば、牢獄の中では何等の人間活動がない。少くも新らしい経験を積む事はない。故に生活でない。動物が動物園でありの中に入れられているのは、何等の生活をしてるとはいえない。われわれの幼稚園では、與える目的を何等かの方法で傳えてはいても、本當の活動をさせ、経験をさせているかどうか。又本當の活動をさせ経験をさせるために、その場のことを考えているだろうか。

本當に活動し経験を爲には、自由——私はむしろ自然といふたいが——が必要である。この事を他の面から考えると、活動・経験ができる爲には個が個として存在していなければならぬ。太郎が本當に活動し経験を爲には、實に太郎が太郎である時である。小さな子では、このように生活した時、やんちやわがまゝになる。この時太郎は太郎らしく、花子は花子らしく生活しているのである。それでは勝手次第という事にもなるが、一おうは太郎は太郎として、花子は花子としてこそ活動し経験を爲す。尤も此處では個を尊重せよとか、個が大切であるとかいうことまでは云わず、兎に角く個

が個としてその自由——自然——を許されなければ、活動も経験もないことを見落さないようにしたい。

自由とか自然とは程度次第の問題でもあるが、個を中心にして幼稚園の問題を眺めてみよう。假りに庭があり、相當の部屋があり、そこへ子供がふらりときて、ぼつり／＼ときて、ある子はブランコにとつき、ある子は砂場にといいうな朝のひと時では、今云つた事が實際生活として行われている。そこでは六人か七人の子が「おはよう」といゝながら、自發の活動をし、めい／＼自分の経験をし、すなわち自分の生活をしている。若しその生活のままの姿がそのまま續いて、その間に先生の目的に叶う教育を織り込んで行く事ができたとすれば、その子の個は害されない。ところが、段々個が多く集つて来て、先生が一旦とめにして扱わなければ扱いきれないというようになるかどうか。此處に組という問題が起る。

學校という場所で、何が學校という教育の特色をなすかというところ、組を作っている事と見られている。家庭にも往來にも組はない。學校では鐘をならし甲組の子は甲組に入れる。乙組の子は乙組に入れる。それと同じように、幼稚園でもやはり組にする。そしてこの組という形態が、幼稚園の教育の特色になつてゐる。ところが組の子が組から外へ出て組という場を離れて遊んでいる時、自然の生活をする。保育室の組の中では、教育は見られるが自然は見る事が出来ない。組の中

でいる。おとなしくお席にいて経験の出来なかつた子が、仲よくしたりけんかをしたりして経験している。組の中では先生に「皆さん」と呼びかけられる事によつて個から離れてきた者が、組を離れるとそこには個の自發活動が始まつて僕になり君になる。こう考えると——少し誇張かもしれないが、——組というのが幼稚園の曲者である。屢々個を失わせ、活動を失わせ、経験を失わせる曲者である。但し、こうはいうけれども幼稚園に組のあることに反對するのではない。非常に大勢のやんちやな子どもをなれない先生が取り扱う上からは、組を編製する事はやむおえない。たゞ、その「やむをえず」ということが、先生によくわかつていて貰えればよろしい。それが幼稚園教育の本来の本質だと考えられたら間違いだというだけである。集めて扱うという事は、先生の都合であつて、幼児生活が本来求めるものではない。そこで一應大勢を扱う上にやむをえないという實際は認めるとして、そこで、個と組との間をとつて、組をできるだけ自然なものにする工夫がある。組は個と對立する。個の集まつたものが組だといへば、それだけの數學のような話だが、組が組になつてゐる時、個は組の中に入れこになつてしまふ。殊に幼児は幼稚園の組という傳統的社會的通念に入れられて、よろこんでゐる。組に入れられること、そのことが、幼稚園へ來たとと思つてゐる。子どもも、親も、先生も。

### (三) 組と個

少し話の進め方を變えて、組とは一體何であらうかと考へて見る。幼稚園令以來「一人の保姆に何人の子供」という。「何人の子供に一人の保姆」とはいわない。即ち保姆さんは組頭である。組の子を責任を持つてあずかる。その時一人の保姆が責任を持ち得る限度を組の人数とする。責任をしようことの一番簡單なのは、見失わないこと、けがをさせないことである。その責任對象をさえ果す事のできない人もいるが、とにかく責任の範圍である。しかし保姆さんは子供がどこかへいなくなる、けがをするといつたことの番をするのみでは勿論ない。子供の顔の色、目の色、靴下が兩方あるか、お辨當をどこへ置いたか。母とはその子が幾人あらうとも、そのような責任を責任ともしないでいつも果している人であるが、保姆さんは組を、そうした、責任對象その四十人を保育對象としてゐるのである。ところで、組は責任對象としてはまとまつていなければならぬが、保育對象としては必ずしもまとまつていなければならぬ物であらうか。保育對象としては組が個に散らばらないまでも、幾つかにほどけて來るべきであらう。「皆揃つて繪をかく」というのも、組を保育對象にするからのも、そこに一齊保育が行われるのである。その結果、或子は自由を失ひ、先生の教育的専制(?)に服して、かきたくもない繪をかくなければならなくなる。とい

つて、同じ生活をいつしよにすることが、いつも不自然という譯でなく、又、そこに教育的價値もある。そこに出来て來るのが生活分團である。分團という事を事々しくいうべきでもないが、よくわかるようにいえば組の自發、自然な分れという事である。自然というのは、子どもの先生からの仕むけでなくとも、子どもは、自發に遊んでいる時、こちらでは石蹴り、こちらでは鬼ごっこ、こちらではけんか等々、自然に分れて行われていく。即ち、子どもは朝幼稚園にちりほらりとやつて來て、スポンタニアスグループを作り、思い／＼の生活々動を始める。そのできてきたスポンタニアスグループを先生があちこちと廻つていくのである。だからこゝに先生の仕事がある。但しこのスポンタニアスグループは幼稚だけではよく出來ない點もある。「よつといで」「いれとくれ」と思い／＼に集まりもするが、中には、仲間にはいれない子供がいる。それをグループに入れていくのも先生である。これを、もう一つすゝめれば、机をば小グループが出來るようにおき、めい／＼の席を定めるのも先生の仕事である。理想は自然に出來たスポンタニアスグループであるが、しかしそれが出來るように仕むけるのも先生の仕事である。こうして出來た分團は個が組の中において、保育對象の中にはいる道である。皆さんの中には、組を一つにまとめてさえずつかしいのに、鬨つも分けてはなおむつかしいという人もあろう。分けると方法上には當然むつかしさがおこる。しかしそこからは熱練の話である。又いつも／＼グループでなければなら

ないというのではなくて、お話などの場合、皆集まつてもよからう。たゞ私のいゝたいのは、組は組として始終たがをはめておかなくてはならぬという保育通念を改めたいのである。幼児數の多い場合、困難は多々あるうが、教育しようという熱心があるならば、分團保育が試みらるべきである。

更に、活動者、經驗主體は個であるとしても、人間の生活は活動と經驗の次に大切なことを要求する。人間というものは本來社會的の者である。社會を好むというばかりでなく、社會的生活形態をとる時のみ人間であるといつていゝ位だ。昔の考え方は必ずしもそうではなかつたかもしれないが、今日では社會という事を大に重要視する。従來は倫理學でも一人の道徳という事を云うことが多かつたが、一人でいる時は眞に生活しているとは考えられない。すなわち、個は分團の中に居て始めて生きる。個がその中に埋没してしまうといふので組を否定したが、分團では個の生活が埋没しないで實現し發展して來るのである。例えば傍の人に親切な感じを持つ事は、修身上大切である。しかし行動しなければ生活ではない。勿論行動のみで心のないのは問題にたらないけれども、私自身が私に實證する爲にも行動しなければ生活でない。殊に小さい子の場合はその心からの人間行動の出來るのを分團の中のことであらう。



# 會 か ら

○本號即ち第十號を以て、第四十六巻を終ります。一ヶ年十冊となつたことは、編集上遺憾のことでしたが、本年の第四十七巻から、一月第一號、二月第二號と、それこそ自慢にもならぬ月並の發行にしたいと思ひます。鬼でない人は笑わなう下さい。

○本號の松崎課長の論文は、お忙しいところ特に執筆して下さいたことをお禮申すと共に最も新しい關心の中心である此の問題について、此の擔當第一人者のお致えを伺い得ることは、まことに幸です。御精讀を信じます。

○平井氏の研究報告は、幼兒を愛されることの深い醫家の、ほんとうに心の籠つた、しかも専門的な研究として、最も貴いものであります。季節の如何にかゝらず、太陽を追うて戸外の保育に意を用うべきものとして、特に野外保育の試みと否とに拘わらず、大きい参考とせずにはられません。

○上遠氏の保育の實際は、またしても保育からいやがられたりすることのある冬を、それはまたそれと積極的に生かしてゆく、實際上の資料として行き届いています。

○全國保育大會の記事は最も興味を以て讀まれるもの思ひます。御出席出来なかつた方々

も誌上で參加して下さい。

○本號から、定價を上げました。印刷その他倍大の高價になつた爲、讀者方には相すまないが、已むを得ない點、御諒解をいたゞきたいと、營業部で申しています。

○それでは、ごいつしよに勇ましく、新しい年を迎えまじよう。年と共に益新らしく。

## 『幼兒の教育』編集

編集主幹

倉橋惣三

協力委員

牛島義友

及川ふみ

齊藤文雄

多田鐵雄

山下俊郎

(五十音順)

編集部員

丸山長治

## 日本幼稚園協會

### 幼兒の教育 第四十六巻 第十號

定價 金拾圓也

昭和二十二年十二月十五日印刷納本  
昭和二十二年十二月二十日發行

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

編輯者 倉橋惣三

東京都千代田區神田保町二ノ四

印刷者 發田榮藏

東京都千代田區神田保町三ノ二九

印刷所 明和印刷株式會社

東京都文京區大塚町三十五

東京女子高等師範學校附屬幼稚園内

發行所 日本幼稚園協會

東京都千代田區神田保町二ノ四

發賣所 株式會社 フレーベル館

電話九段(33)三九七一番

振替東京一九六四〇番

○本誌御購讀について注文申込その他は凡べて發賣所フレイベル館宛に願ひます

日本幼稚園協會編

# 幼稚園お話集

上全 中三 下冊

定價各金四拾五圓 郵送料各金三圓

いつでもですが、わけても此の頃、幼児の心は、いとお話に飢えています。幼児のためのいとお話とは、聴くに楽しく、ほどのよい甘さもあつて、柔い心の味覺をよるこぼせ消化し易く、純な心の榮養となることでありましょう。そうゆう好評で初版以來廣く行われ、その後暫く絶版になつていた、日本幼稚園協會編の「幼稚園談話集」に、除くべきものは除き、新しく四十餘篇を加え、全體に亘つて嚴密な校訂が行われ、三冊に分裝せられたのが此のお話集であります。幼いお子さん方の必須の心の糧として、幼稚園、保育所及び家庭の、久しき御待望に應じ得ますことは、幼児保育界におつとめすることを使命とする、本フレール館の大きな喜びであります。

## 保育證書

定價金廿圓  
送料一圓廿錢

輪廓は色刷、文字は墨で印刷してあります。國名入りの場合は別に一枚二圓申受ます(但し百枚以上のこと)

及川ふみ先生畫

又リ工

卷二年少用 定價各七圓  
卷二年長用 定價各一圓廿錢

じゅう畫帳

定價金五圓 一圓廿錢

手技用折紙

赤・青・黄・綠・紫 五色  
各色 五十枚 一組 金拾圓

出席カード

十二枚一組 定價金拾圓

月謝袋

五十枚一組 定價金二十五圓

出席簿

五十枚一組 定價金五十圓  
送料は各品共全部一圓二十錢

發行所

東京都千代田區神田  
神保町二丁目四番地

株式會社

フレール館

振替口座東京  
一四九六〇番

顧問 倉橋惣三先生

# キンダブック

定價一冊金拾參圓送料金五十錢

## 繪雜誌界の霸王

新しい保育用として全國の御家庭に  
是非一冊を備へられんことを

### 各地代理店

發行所

株式會社  
ブリーベル館

東京都千代田區神田神保町二丁目四番地

電話九段(33)三九七二番  
振替口座東京一九六四〇番

北海道代理店 北海道帶廣市東一條南九丁目一〇  
柏 幼 舍

東北代理店 高崎市田町三丁目十六番地  
淺 見 商 事

東北代理店 群馬縣伊勢崎市新町  
關東興業株式會社

東部代理店 東京都葛飾區金町二ノ一〇七二  
岡 田 廣 太 郎

北陸代理店 福井市佐久良仲町  
柴 田 喜 一

四國代理店 松山市末廣町二丁目二十二番地  
幼 兒 の 友 社

中國代理店 岡山市小橋町百七十番地  
明 生 社

關西代理店 岐阜市湊町十八番地  
安 田 商 社

關東代理店 東京都杉並區西荻窪三ノ九五  
新 友 社